

強度行動障害者の地域移行・定着支援事業について

強度行動障害者の支援に関する施設・事業所向け
キックオフミーティング

開催日：令和8年6月5日（金）

Teamsウェビナー開催

埼玉県 福祉部 障害者福祉推進課

令和8年度当初予算 部局別記者発表資料から

強度行動障害者の地域移行・地域定着に向けた支援

【予算額】9,500千円

新規

担当 障害者福祉推進課 障害福祉・自立支援医療担当
内線 3306

目的

強度行動障害を有する児者を受け入れる施設・事業所を支援するため、広域的支援人材を配置し、障害特性のアセスメントや環境整備、職員への助言を行うことで、強度行動障害を有する児者の地域移行・定着を促進する。

事業概要

1 強度行動障害者の地域移行・地域定着支援事業 9,500千円

(1) 強度行動障害者の地域移行・地域定着支援（新規） 9,500千円

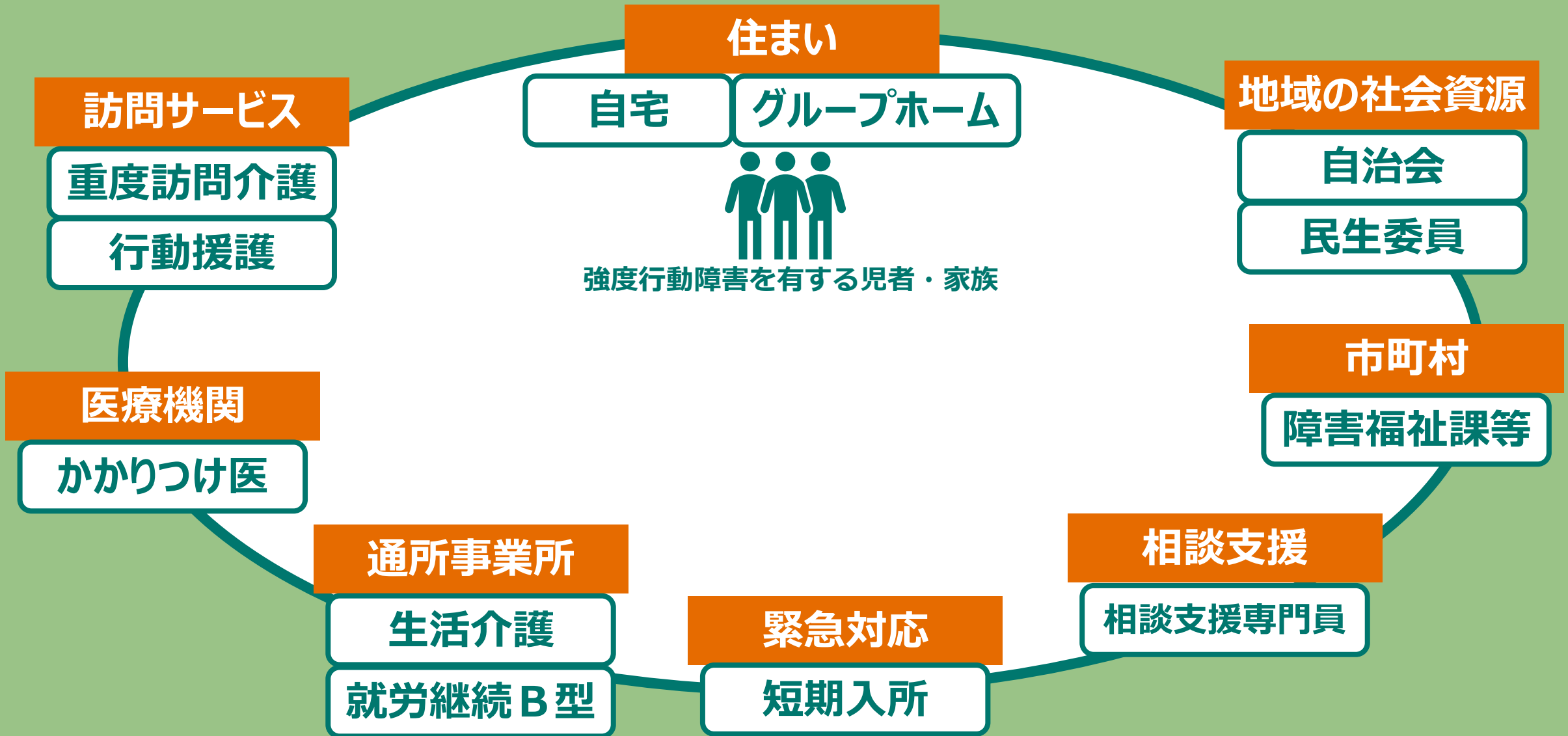
強度行動障害者への支援の専門家（広域的支援人材）を配置し、強度行動障害に関する専門的知見から施設・事業所等を支援し、地域移行・定着に向けた支援を行う。

〔支援内容〕

- ・地域の受け皿となる事業所や強度行動障害を有する児者を受け入れている事業所に対する個別支援の実施
- ・地域の関係機関を含めた連携体制の構築支援
- ・好事例の共有により、他の事業所への横展開を図る



目指すべき将来像の例示



強度行動障害者の地域移行・定着支援事業 委託先

委託先事業者は次のとおり。

社会福祉法人けやきの郷

- 事業所の名称 発達障害者支援センター「まほろば」
- 電話番号 049-239-3554
- メールアドレス koikishien-saitama@keyakinosato.or.jp

事業の内訳	委託事業者の主な事業実施内容	備考
広域的支援人材配置事業	発達障害者地域支援マネジャーを2名配置 →この2名が広域的支援人材となる。	<ul style="list-style-type: none">● 障害者福祉推進課が担当● さいたま市を除く全県が対象
集中的支援事業	支給決定自治体から集中的支援実施依頼があった場合、広域的支援人材名簿から、適当と認める広域的支援人材と調整を図り、県（中核市）へ意見書を提出する。	<ul style="list-style-type: none">● 障害者支援課が担当● さいたま市を除く全県が対象

本事業で配置した地域支援マネジャー(広域的支援人材)の支援内容

集中的支援の実施

地域支援マネジャーは、広域的支援人材として集中的支援を実施します。【集中的支援加算の対象】

支援機関等に対する助言指導

● 障害福祉サービス施設・事業所等への支援

強度行動障害を有する児者の支援に関して、コンサルテーション、助言指導、情報提供等の支援を実施します。
これは集中的支援による個別支援の対象とならなかった施設・事業所や、集中的支援を実施したが、その後のフォローが必要な施設・事業所も対象とします。

● 相談支援専門員等に対する助言

強度行動障害を有する児者の支援に関して必要があると認められる場合、相談支援専門員等に対し助言指導又は情報提供等を実施します。

また、支援対象者がセルフプランでサービスを利用している場合であって、相談支援専門員による支援が必要と認められる場合、市町村又は関係する支援機関に対し助言指導等の支援を行います。

本事業で配置した地域支援マネジャー(広域的支援人材)の支援内容

支援機関等に対する助言指導

● 地域における体制整備の支援

強度行動障害を有する児者が地域で暮らすことができるよう、関係機関が連携できる体制を整備するため、支援機関に対し必要な助言指導を行います。

● 緊急時等における短期入所等の一時的利用の確保

本人や家族の緊急時、本人の状態が悪化した場合、居住支援活用型の集中的支援を利用した後などにおいて、一時的な居場所を確保する必要性に迫られた場合に備え、短期入所その他の利用可能なサービス等について情報収集するとともに、必要なときに相談支援専門員や支援機関に情報を提供します。

また、短期入所事業所において強度行動障害者の受入れを進めるため、受入れ体制の充実のため助言指導を行います。

● 医療機関との連携

医療機関と緊密な連携を図り、強度行動障害等に係る入院治療が行える医療機関の情報、その他身近な地域での強度行動害に関する適切な医療が提供できる医療機関の情報を収集・集約するとともに、必要に応じて関係機関に当該情報を共有します。一方で、医療機関に対しても、地域の福祉、教育、行政等の支援に関する情報を提供します。

本事業で配置した地域支援マネジャー(広域的支援人材)の支援内容

市町村に対する助言指導

強度行動障害を有する児者が地域で暮らすことができるよう市町村が行う次の取組について、市町村に対し必要な助言指導を行います。

- **地域における関係機関の連携体制の整備**
- **強度行動障害を有する児者やその家族等のニーズ把握**
- **事業所支援の枠組整備**

(事業所支援の枠組とは、強度行動障害を有する児者に関して、障害福祉サービス施設・事業所等において現に支援している情報や、困難事例、優良事例等の情報を集約し、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、自立支援協議会その他の関係機関において専門的に検討して施設・事業所にフィードバックする枠組です。)

事例集の作成

施設・事業所が支援を行う中で直面した困難な事例や、効果的な支援を行った事例等の事例集を作成し支援機関に配布します。

本事業で配置した地域支援マネジャー(広域的支援人材)の支援内容

研修の開催

個別支援の対象外となったが、実際に支援対象者のいる施設・事業所等を対象に研修会を開催し、本事業で効果的な支援を行った好事例について学ぶ場を設けます。

市町村において開催される自立支援協議会又はその部会等の支援機関が参加する会議において、要請があった場合、地域支援マネジャー（広域的支援人材）が出席し、参加者に好事例を伝達し横展開を図ります。

強度行動障害の支援に関する県庁の問合せ先

	担当	連絡先
<ul style="list-style-type: none">● 集中的支援の実施決定に関すること● 広域的支援人材の選定及び名簿に関すること● 中核的支援人材養成研修に関すること	障害者支援課 総務・市町村支援担当	電話 048-830-3300 a3300-08@pref.saitama.lg.jp
<ul style="list-style-type: none">● 居住支援活用型の施設（障害者の施設）に関すること	障害者支援課 施設支援担当	電話 048-830-3314 a3300-19@pref.saitama.lg.jp
<ul style="list-style-type: none">● 居住支援活用型の施設（障害児の施設）に関すること	障害者支援課 地域生活・医療的ケア児支援担当	電話 048-830-3317 a3300-06@pref.saitama.lg.jp
<ul style="list-style-type: none">● 強度行動障害者の地域移行・定着支援事業に関すること● 県の委託で配置した地域支援マネジャー（広域的支援人材）に関すること	障害者福祉推進課 障害福祉担当	電話 048-830-3315 a3300-07@pref.saitama.lg.jp